

サポーターズローン

平成 28 年 4 月 1 日現在

商品名	サポーターズローン
ご利用いただける方	(1) 申込み時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下の方 (2) 継続して安定収入が見込まれる方 (3) 返済比率が一定の基準内である方 年間総返済額は年収(保証人となる場合の家族の収入も含めて可)の 40% 以内 (4) 信用照会の回答情報に問題のない方 (5) 組合員または組合員になる資格を有する方 (6) 当組合所定の融資条件を満たされる方
ご融資金額	500 万円以内
ご融資期間	10 年以内
お使いみち	自由(借入一本化資金を含めます)
ご融資利率	4.5%(固定金利) 職域パートナー企業の役職員は 0.3% 優遇
ご返済方法	元利均等返済
担 保	原則不要
保証人	1 名
保証料・手数料等	(1) 保証料 不要 (2) 取扱手数料 10,800 円(消費税を含む) (3) 条件変更手数料(繰り上げ返済等) 4,320 円(消費税を含む) 職域パートナー企業の役職員は取扱手数料は無料とする
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745 - 530 受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁

商品概要説明書

	<p>センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</p>
申込時に必要な書類	(1) 本人確認資料 (2) 収入証明資料(市民税・県民税課税台帳記載事項証明書)